

令和5年

飯盛靈園組合議会 7月定例会会議録

開会 令和5年7月24日

閉会 同 日

飯盛靈園組合

飯盛霊園組合議会定例会（7月）会議録

○ 令和5年7月24日 飯盛霊園組合事務所2階会議室において開催する。

○ 出席議員次のとおり

1 番 議員	山本 もちかた	2 番 議員	山 口 たくや
3 番 議員	西 尾 博 道	4 番 議員	江 端 将 哲
議 長			
5 番 議員	藤 本 美佐子	6 番 議員	坂 本 勇 基
7 番 議員	坂 本 拓 哉	8 番 議員	池 田 治 子
		副 議 長	
9 番 議員	松 本 京 子	10 番 議員	石 垣 直 紀
11 番 議員	水 落 康一郎	12 番 議員	北 村 哲 夫

○ 欠席議員次のとおり

なし

○ 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

管理者 東 修平

○ 議案説明のための出席者次のとおり

副管理者 守口市長	瀬野 憲一	副管理者 門真市長	宮本 一孝
副管理者 大東市長	東坂 浩一	副管理者 四條畷市副市長	神谷 雅之
事務局長	藤岡 靖幸	次長	砂原 弘佳
総務課長	奥林 学	管理課長	森井 規仁
施設課長	長谷川 篤		

○ 事務局出席者次のとおり

総務課長補佐

植村 静香

総務課長補佐

中川 誉士

総務課

山岡 姫香

○ 議事日程次のとおり

日程第1

仮議席の指定

日程第2

会期について

日程第3 選第1号

議長の選挙

日程第4

議席の指定

日程第5 選第2号

副議長の選挙

日程第6 選任同意第4号

監査委員の選任について

○ 本日の議会次第記録者次のとおり

総務課長補佐

植村 静香

○藤岡靖幸事務局長 開会に先立ちまして事務局より御報告申し上げます。

本定例会は、各市議会において飯盛霊園組合議会議員の選挙が行われてから、初めての議会でございます。

議員の選挙により、本組合の議会議長及び副議長が欠員となっておりますので、議長が選ばれるまでは、地方自治法第107条の規定に基づき、出席議員の中で、年長の議員に臨時議長をお願いする事となっております。つきましては、本日の、年長議員は江端議員でございますので、御紹介を申し上げますと共に、江端議員の議長席への着席をお願い申し上げます。

○江端将哲臨時議長 ただいま御紹介を受けました江端でございます。どうぞよろしく願いいたします。

地方自治法第107条の規定により臨時に議長の職務を行います。

なお、私の行います職務は新議長を選挙するまでの極めて短時間の職務でございますので、この際、御挨拶は省略させていただきたいと思っております。何とぞよろしく願いいたします。

それでは、令和5年7月定例会を開会いたします。

開会に当たりまして、管理者から御挨拶を受けることといたします。

○東修平管理者 議長。

○江端将哲臨時議長 管理者。

○東修平管理者 開会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

本日ここに組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては御多用中にもかかわらず、全員の御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

この度、議員各位には、各市議会における役員改選によりまして本組合議会議員をお願いすることとなりました。

議員各位におかれましては、墓地行政等の適正な運営のため御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本定例会では、議会構成の関係及び選任同意の御審議をお願いすることとなっております。

何とぞよろしく願いを申し上げまして、誠に簡単ではございますが開会の御挨拶とさせていただきます。

○江端将哲臨時議長 これより本日の会議を開きます。時に午後2時2分

本日は全員の御出席であります。定足数は超えております。定足数は超えておりますので会議は成立いたします。

この際、本日の会議録署名議員を定めます。水落康一郎議員、坂元勇基議員にお願いいたします。

これより議事に入ります。直ちに日程に入ります。

本日、臨時議長において行います議事日程は、御手元の印刷物のうち日程第1、仮議席の指定から日程第3、選第1号、議長の選挙までの計3件を付議すべきこととなっております。

それでは、まず、日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席は臨時議長において指定いたします。現在の席をもちまして仮議席とし、ただいま配布させております仮議席表をもちまして、その発表にかえさせていただきます。

次に移ります。日程第2、会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日といたしたいと思っております。

これに異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定いたしました。

次に移ります。日程第3、選第1号、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることにいたしたいと存じますが、これに異議ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

それでは、私から御指名申し上げます。

議長には西尾博道議員を御指名申し上げます。

ただいまの被指名人をもって当選人と決定することに異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議長には西尾博道議員が当選人と決しました。

それでは、これより御挨拶を受けることといたします。

○西尾博道議長 議長。

○江端将哲臨時議長 西尾議員。

○西尾博道議長 一言、お礼の御挨拶を申し上げます。

ただいま、皆様方の御推挙を得まして、本組合議会の議長に就任させていただく事となりました。

かくなる上は、皆様方の御指導、御鞭撻をいただきまして本組合議会の円滑な議会運営に誠心誠意、努力してまいる所存でございます。

皆様方におかれましては、どうか今後とも一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが就任の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。

○江端将哲臨時議長 議長の挨拶は終わりました。

それでは、私の職務はこれにて終了いたしましたので、新議長と交代いたします。御協力、ありがとうございました。

○西尾博道議長 それでは、引き続き議事を行います。

日程第4、議席の指定を行います。

各議員の席は、現在、御着席の番号をもって指定し、ただいま配布させております議席表をもちましてその発表にかえさせていただきます。

次の日程に入る前に、御報告申し上げます。

監査委員から本年4月から6月までに行われました例月出納検査の結果につきまして、文書をもって報告がなされており、報告文書につきましては各議員の机上に配布させております。

以上で報告を終わります。

引き続き日程に入ります。

日程第5、選第2号、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては指名推選によることとし、議長において指名いたしたいと思っております。

これに異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西尾博道議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法については指名推選によることにいたしたいと思っております。

それでは、私から御指名申し上げます。

副議長には池田治子議員を御指名申し上げます。

お諮りいたします。

ただいまの被指名人をもって当選人と決することに異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西尾博道議長 異議なしと認めます。

よって、副議長には、池田治子議員が当選人と決しました。

それでは、これより挨拶を受けることといたします。

○池田治子副議長 議長。

○西尾博道議長 池田議員。

○池田治子副議長 一言、御挨拶を申し上げます。

この度は、皆様の御推挙によりまして本組合議会の副議長に就任させていただくこととなりました。組合の発展のため、誠心誠意、努力をしてまいる所存でございます。

皆様方におかれましては、今後とも、なお一層の御指導と御鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、就任の御挨拶にかえさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○西尾博道議長 副議長の挨拶が終わりました。引き続き議事を行います。

日程第6、選任同意第4号、監査委員の選任についてを議題といたします。

この際申し上げます。

地方自治法第117条の規定により、北村議員の退場を願うことといたします。

(北村哲夫議員 退場)

議題の朗読を省略し直ちに説明を求めます。

○東修平管理者 議長。

○西尾博道議長 管理者。

○東修平管理者 選任同意第4号につきまして御説明申し上げます。

監査委員の選任についてでございますが、議会の議員の皆様の中から委員をお願いするものでございます。つきましては、北村哲夫議員を適任と認め選任いたしたく存じますのでよろしく御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○西尾博道議長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西尾博道議長 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西尾博道議長 討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより選任同意第4号を採決いたします。本件はこれに同意することに異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西尾博道議長 異議なしと認めます。よって本件はこれに同意することに決しました。

それでは、北村議員の入場をお願いします。

(北村哲夫議員入場)

○西尾博道議長 この際、北村議員に申し上げます。本件につきましては、ただいま審議の結果同意することに決しました。

これより一般質問に入ります。

通告がありました藤本議員から一般質問を受けることといたします。

○藤本美佐子議員 議長。

○西尾博道議長 藤本議員。

○藤本美佐子議員 議席5番、なわて葵風会の藤本美佐子でございます。

まず初めにですね、議長。質問がより分かりやすくと思ひまして、写真等々、持ってきている物がありますので、その使用許可をお願いいたします。

○西尾博道議長 許可いたします。

○藤本美佐子議員 ありがとうございます。では質問に入らせていただきます。

まず初めに、虹の丘の記名板増築工事についてお伺いをいたします。今後、需要が高くなるであろう虹の丘についてお伺いをいたします。新記名板のイメージパース、皆さん事業報告のほうで見られたと思います。イメージパースでは長方形の大きな石が並んでおります。なぜ長方形の板石なのか説明してください。また今回のデザインに至った経緯とデザインの調査内容をお示してください。最後に記名板の受付方法などの詳細についてもお示してください。

次に、焼骨塚及び中央の噴水、あと今後の石碑の集約及び園内のお参り困難者についてお尋ねをいたします。焼骨塚については、今後も増やしていく予定があるのでしょうか。また、中央の噴水は故障した状態で何年も放置をされておられます。今後の方向性について方針をお示してください。そして、今後空き区画が増えた場合、集約をお考えなのかどうか、また最後にですね、バス停から遠く離れた区画でのお参り困難者についての考え方をお示してください。以上です。

○藤岡靖幸事務局長 議長。

○西尾博道議長 事務局。

○藤岡靖幸事務局長 それでは、順次お答え申し上げます。まず、新記名板のイメージパースが長方形の石板である理由につきましてお答えします。

現在の記名板につきましては、平成19年の虹の丘供用開始から、刻字を順次実施してきておりまして、これまで約4,000件を超える多くの方々の御利用がございました。これまでの間、利用者の皆さまから、他の合葬墓の記名板よりも立派であるというような御意見もいただくなど、大変好評を得ているところでございます。また、現在の記名板のイメージを踏襲するとともに合葬墓の全体的な一体感や統一性なども考慮して長方形の石板としたところでございます。

次にデザインについてですが、現在、官学の連携の事業に取り組んでおります大阪産業大学の建築デザイン学科の疋田教授及びそのゼミ生の方々の御協力を得て、組合の意見をベースにですね、石板のデザインをお願いして、共同して作成していただいた経緯にございます。

次に新しい記名板の受付方法につきましては、原則的には、現在の記名板の申込方法をベースとして受付方法を考えているところでございますが、来年の8月ごろには不足が生じることも予測しておりますので、今年度内での条例改正を目指して、現在、詳細を検討している最中でございます。

次に焼骨塚につきましてお答えいたします。焼骨塚は、飯盛斎場で発生しました残骨を納めておりますが、令和2年度より発生した残骨の減容化処理を実施しておりますことから、容量的にはまだ十分に余裕がございます。このことから現段階ではございますが、焼骨塚を増やしていく予定はございません。

次に、故障している噴水の今後の方針につきまして、お答えします。霊園の老朽化に伴い、修繕箇所が増えてきているとともに、園内のサクラなどの樹木も老木化し、植え替えも必要になってきております。また、今後の霊園整備においては、シンボルゾーンの再整備エリアと位置付けている、

バス停横の未利用地等の活用や、エントランスから議員御指摘の噴水や日本庭園等も含めたエリアを総合的、計画的に整備していく必要があると考えてございます。さらに現在需要が高まっております樹木葬の検討なども併せて考えていく必要がございます。

このことから、昨年度に今後の全体的な霊園整備の考え方をまとめました霊園整備基本構想を策定したところですが、その中にも記載しておりますシンボルゾーン再整備エリアを中心に、優先順位を定め、計画的に検討を進めてまいります。

次に墓所の空き区画の集約化についての考え方についてお答えいたします。飯盛霊園の墓所は、平成29年度をピークに減少してきておりまして、空き墓所問題につきましては今後重要な問題と考えてございます。一方で、墓所を移動させる場合は、使用者の同意が必要になるなど、区画集約には難しい課題もあるため、今後も、他の霊園等の情報収集も行いながら、引き続き問題解決に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

次にバス停から離れた区画へのお参りが困難な方への対応についてお答えします。本霊園におきましては、敷地が広く、山を造成して建設してきたことから、勾配もありまして、お参りに不便を感じる方もいらっしゃるという認識をしております。また、今後の高齢化等に伴い、そのようなお参りが困難になる方についても増えてくるのではないかと考えてございます。このことから、例えば、これまでゴルフカートや電動バイクのようなもの、また電動自転車の導入などの情報収集を行って検討を進めた経緯もございますが、やはり事故の危険性でありましたり、経費面での課題等もございまして実現には至ってございません。今後につきましても、他の霊園等の運用を参考に、先進事例の収集等を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○藤本美佐子議員 議長。

○西尾博道議長 藤本議員。

○藤本美佐子議員 ありがとうございます。では再質問を行わせていただきます。順番、ちょっと前後させていただきますけどよろしくお願ひしたいと思います。まず焼骨塚についてなんですけれども、焼骨塚って1回造ってしまうと用途としては何も使用ができない土地になってしまうので、いくつもポンポンできてきていたので、すごく気になっておりました。どうかなというところだったんですが、今後は増やさないということをお伺いしましたので安心いたしました。ですので再質問はいたしません。

次に噴水についてなんですけれども、今後、全体の計画で検討されるということ、メンテナンスや費用面もしっかり考えていただいて、そしてその上で本当に噴水が必要なのかどうかということも含めて御検討いただきたいことをここで要望しておきます。

また次に空き区画の集約についてなんですけれども、公営墓地っていうことで難しいと思います。寺営墓地とか民間墓地だったら、集約っていうこともなされているんですけども、公営墓地だと難しいなと私も感じました。でも、いずれ必要になるかもしれません。そういうことが。他市の事例なんかも今の間にしっかりとアンテナを張っていただいて御検討いただきたいことをここでお願いしておきます。

次にですね、お参り困難者についてなんですけれども、ゴルフカートを実際にね、他の霊園で使っておられる所があります。電動バイクは初めて聞いたんですけども、検討はされていたということなんですけど、主に御利用される方は高齢者、そういう方が利用されると思うんで、やはり安全性を一番に考えていただいて、その点に関しての先進事例の情報なんかも引き続き収集を続けていただくことをお願いをしておきます。ここから最後に虹の丘の記名板についてなんですけれども、先程の答弁から、立派で御意見をいただいたとか、あと、記名板のイメージは合葬墓としての一体

感や統一性というような御答弁いただいたんですけれども、その立派であることや、統一性を持たせることで、費用が逆にかさんで利用者に負担がかからないのかなというところを、私は心配しております。そもそも合葬墓を利用される方っていうのは、墓じまいされたり、お墓を持たない、若しくはお墓を持たないなどの色んなそういう理由があると思うんですけれども、そういう方が多く利用されると思うんですね。だから費用面、しっかりと考えていただきたいんですけれども、ここで伺います。まず大学の教授やゼミの生徒は費用面に関して検討されたかどうかを御答弁ください。

○藤岡靖幸事務局長 議長。

○西尾博道議長 事務局。

○藤岡靖幸事務局長 新記名板のイメージパース作成に当たりまして、大学側と費用面についての検討をしたのかということでございますが、初めから予算の精査をしたうえで学生さんたちと検討したということではなくて、あくまでもその段階では自由にデザインを考えていただくというような形で進めてきました。

○藤本美佐子議員 議長。

○西尾博道議長 藤本議員。

○藤本美佐子議員 ということは費用面なしでデザインのみというような形なのかなというふうに捉えました。今回このような質問をしたのはですね、今現在、すごく石材の値上がり幅が大きくなっています。そのことで利用者に大きな負担がいかないかどうか、そういうふうに思ったからなんです。石材っていうのは、重さと石種で単価が決められてきます。また、大半の石材は、ガソリン高騰の中なんですけれども、船で輸入されることが大半です。発掘できる石種も段々と年々減少してきています。実際に無くなってきている石種もいくつかあります。そのようなことから大きな板石は非常に希少価値が高くなっている、高額取引されるっていうふうに私は聞き及んでおります。そこにつけてまた今、工事代もどんどん上がってきている。このようなことはお調べいただいた上で、今回のこの事業報告を策定し、そしてイメージパースまで作られたのでしょうか、どうか御答弁をお願いします。

○藤岡靖幸事務局長 議長。

○西尾博道議長 事務局。

○藤岡靖幸事務局長 費用面につきましては、我々も様々な工事等を実施している中で、近年の物価とか人件費の高騰、これにつきましては認識を重々しているところでございます。藤本議員御質問の予算の検討につきましては、今年度ですね、新記名板の工事費用を算出するための具体的な設計委託を実施している最中でございますので、その中で議員御指摘のデザインと費用のバランスを踏まえまして、具体的な検討を進めているところでございます。

○藤本美佐子議員 議長。

○西尾博道議長 藤本議員。

○藤本美佐子議員 今、具体的な検討を進めていただいているところだということなんですけれども、飯盛霊園は公営墓地なので民間墓地と違って、利用者に大きな負担を与えるべきではないというふうに私は思っております。ここで同じようなデザインであっても、大きな板石を使うより安価で造れるというような案を2つ御紹介させていただきたいと思います。まず初めにですね、石の上下にほぞを造って板石をスライドさせて造る記名板、実際にあるので、私、写真を撮ってきました。見えますかね。A3で慌ててプリントアウトして持ってきたんで見にくいかもしれませんが、これ、説明しますとね、上と下にほぞがあって、そしてそこに板石をスライドさせて入れるって

うような方法のものなんです。ですので板石をスライドさせて入れるんで、もちろん表に文字を彫るんですけども裏側にも、ひっくり返して文字が書けるっていうことなんです。1枚で2回使えるというようなものです。これは、上田原のほうの、近くでね、あるものなんですけれども、今現在、利用されているものです。そしてもう1つ御紹介したいんですけども、私、大きな板石だから希少価値が高くて費用がかさむと思ったんです。だから、それをセパレート方式にしたらいんじゃないかというふうに思ったんですけど、石のセパレート方式って言ってもピンとこないと思ったんで、ちょうど、そのゴルフの打ちっぱなし場にね、傘立てがあつたんですよ。それで傘立てを、私、写真に撮ってきたんですよ。イメージとして分かりますかね。1枚の板を全部切っていくっていうことなんです。1枚の板を切るっていうより、木材で言いますと大きな樹齢何百年も経っているような木材で、それで1枚のテーブルを造ろうと思ったら値段結構しますよね。ただ、ホームセンターとか行って単板で買うと全然値段違いますよね。そういうことなんです。そういうものを並べたらいいんじゃないかっていうようなことなんです。こういうものを並べて、どういうふうに使うんだっていうことなんですけど、これは極々縮小させたものです。小さくすればこういう形で、どんどんと戒名そして俗名、あと没年月日、行年がずっと刻めていくよというようなものです。それがいっぱいになると、長方形っていうのは、すごく優れたもので、例えば契約で記名板は10年単位で掲示を終わらせますっていうような契約をしていけば、最後の方から10年たったら、回せばまたさらになると。これが4面使えるということで、記名がいっぱいになって、また次、造らないといけませんよ、また高額なものを造らないといけませんよということはなくなっていく。今、こういうもので、下がステンレスの台でくるくると、職人さんたちを呼ばなくても回せるようなものを造ります。また、もっともっと、いろいろ勉強していただいてね、そういうものに充てていただければと思います。で、今日、紙1枚持ってきました。例えばですね、八寸格の棒状の石を建てるとしたら記名板の大きさ、これ以上のものができます。1人当たりこれぐらいの大きさでしたら、お名前やいろんなものが書けると思います。御夫婦でも書けると思います。様々な先進事例を見ていただいて、それで、これから検討ということなので、やっていただければいいなと思います。虹の丘なんですけれども、火葬後の人骨っていうのが大体12、3年ぐらいから風化といいますか、土に戻ると言われております。さらしに入れていても、そのさらしさえも15年たったら、きれいに無くなります。虹の丘の場合、上から、どんどん新しいお骨をお入れになられるので重みも加わって、もっと早いペースで無くなるのかなというふうに思います。となれば、これからどんどん長い年月、利用できるかなと思うので、何十年か後、また記名板がいっぱいになってしまったということが、できるだけ避けられるように、このような案を御参考にしていただければと思います。最後になんですけども、現在記名板はいっぱいというようなことを言われていますけれども、彫刻されずに、私も見に行きました。そうしたら、彫刻されずに空白になっている所がたくさんあるんです。皆さん、参考の資料、今日持たれてると思うんですけども、参考資料5のところですね、いっぱいになっている所が黄色でしたっけ。黄色の色で塗られています。しかしながらね、ここ空いている所がたくさんあるんですよ。ですので、私からの御要望といたしましては、受付方法を没年月日の順に刻んでいかれたら、きっちりと埋まっていく。空きがあるのに、もういっぱいですというようなことはないと思いますので、そういう受付方法も今後、変更もしていただくことを要望して私の一般質問を終わらせていただきます。以上です。

○西尾博道議長 それでは、藤本議員の質問を終わります。

この際、お諮りいたします。

本年度の行政視察につきましては、組合議会幹事会において、決定いたしたいと思っております。

これに異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西尾博道議長 御異議なしと認めます。

よって、本年度の行政視察は組合幹事会において決することといたします。

以上を持ちまして、本定例会に付議した事件はすべて議了いたしました。

それでは、閉会に際し管理者から御挨拶を受けることといたします。

○東修平管理者 議長。

○西尾博道議長 管理者。

○東修平管理者 閉会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

本日、新しく正副議長が御就任され新たな議会構成が定まりましたことは、誠にご同慶に存ずるところでございます。また、本日、提出いたしました事件に速やかに御同意を賜り厚くお礼を申し上げます。今後とも御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げ、誠に簡単でございますが閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○西尾博道議長 続きまして閉会に当たり私からも御挨拶を申し上げます。

本定例会において、慎重なる御審議を賜り、適切なる議会の意思を決定いただきましたことに対し、心から敬意と感謝を申し上げますと存じます。最後に皆さま方の御自愛と御活躍を祈念いたしまして、簡単ではございますが閉会の御挨拶といたします。

それでは、本定例会はこれを持ちまして閉会といたします。

誠にありがとうございました。時に午後2時31分